（様式１）

年　　月　　日

神戸学院大学

学長　　　　　　　様

組織・職名

氏　　　名　　　　　　　　　　 〔印〕

学術相談依頼書

神戸学院大学学術相談取扱規程の定めにしたがい、下記のとおり学術相談の依頼をいたします。なお、学術相談に際しては、下記の実施条件を遵守いたします。

記

１．学術相談の担当者

２．学術相談の内容

　　　（具体的に）

３．学術相談の期間　　　　　自　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　（同一年度内に限る）　　至　　　　　　　年　　　月　　　日

４．学術相談に要する経費（A：送金額） 金　　　　　　　円

※（A）＝（B）＋（C）、金額はすべて消費税を含む

＜内訳＞相談経費（B）：金　　　　　　円

【＝（時間単価　　　　　円）×（計　　　時間）】

間接経費（C）：金　　　　　　円　【＝（B）×10 %】

　　５．実施条件

　　　　　(1) 学術相談の期間は同一年度内とし、当方が一方的に中止しない。

(2) やむを得ない事由により学術相談を中止し、又はその期間を変更する場合、貴学と協議のうえ、必要な措置を講ずる。これにより損害が生じても貴学にその責を問わない。

(3) 学術相談の結果、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらを受ける権利をいう。）等の権利が生じ、その帰属及び使用につき別段の定めのないときは貴学と協議する。

(4) 貴学が所有する施設・設備等、又は保有する知的財産を使用しようとするときは、あらかじめ書面で願い出て貴学の許可を得る。

(5) 学術相談を受ける際は、貴学様式による学術相談の実施契約を締結し、定められた学術相談に要する経費を定められた期間内に貴学に納付する。既納の学術相談に要する経費の返還を請求しない。

(6) 学術相談に要する経費を定められた期間内に納付できないときは、学術相談を取り消されても異議を唱えない。

以　上